令和６年度　岐阜市身体障害者の福祉援護のしおり

一般財団法人　岐阜市身体障害者福祉協会

あなたの地区の
担当役員

＊ 本年度版は市の「福祉援護の手引き」に準じて編集しています。
＊ 本年度変更になったか所については、下線が引いてあります。
＊ このしおりは、岐阜市の施策を中心にまとめてありますので、岐阜県身体障害者福祉協会発行の『援護のしおり』と併せてご活用ください

目　　次

Ⅰ　身体障害者手帳
1　身体障害者手帳の交付 …… 1
Ⅱ　相談の窓口
1　相談の窓口 …… 1
Ⅲ　年金及び手当等
1　障害基礎年金 …… 3
2　特別障害給付金 …… 3
3　障害児福祉手当 …… 3
4　特別児童扶養手当 …… 3
5　特別障害者手当 …… 3
6　外国人等心身障害者福祉金 …… 3
7　児童扶養手当 …… 4
8　心身障害者扶養共済制度 …… 4
Ⅳ　医療
1　自立支援医療費の支給 …… 4
2　重度心身障害者等医療費助成制度 …… 4
3　はり・きゅう・マッサージ等施術料助成制度 4
4　後期高齢者医療制度 …… 5
Ⅴ　教育及び療育
1　岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” …… 5
2　保育料の減額 …… 5
3　障害児通所支援 …… 5
4　障害児童・生徒の教育 …… 5
5　おもちゃ図書館 …… 5
6　特別支援教育就学奨励費 …… 6
Ⅵ　日常生活の援助・援護
1　補装具費の支給 …… 6
2　日常生活用具費の支給 …… 6
3　手話通訳者派遣制度 …… 6
4　要約筆記者・奉仕員派遣事業 …… 6
5　盲ろう者通訳・介助者派遣事業 …… 6
6　障害者タクシー利用料金助成制度 …… 6
7　身体障害者用自動車改造費助成制度 …… 7
8　重度身体障害者用自動車購入等助成 …… 7
9　車いす貸出事業 …… 7
10　補助犬飼育費助成事業 …… 7
11　駐車禁止除外標章の交付 …… 8
12　高齢運転者等専用駐車区間制度 …… 8
13　障害者等の投票 …… 8
14　図書館資料 …… 8
15　安否確認サービス事業 …… 9
16　緊急通報体制支援事業 …… 9
17　訪問給食サービス事業 …… 9
18　110番アプリシステムによる110番通報 …… 9
19　音声以外の119番緊急通報 …… 9
20　広報ぎふ録音版・点字版 …… 9
21　点字図書・録音図書 …… 10
22　視覚障害者ICT 機器研修 …… 10
23　ぎふ清流おもいやり駐車場 …… 10
24　避難行動要支援者名簿への登録 …… 10
Ⅶ　講習会及び訓練事業
1　奉仕員等養成講座 …… 10
2　岐阜県失語症支援者養成研修会 …… 11
3　喉（声帯等）摘出者発声訓練教室 …… 11
4　中途失明者緊急生活訓練事業 …… 11
5　歩行訓練士派遣制度 …… 11
6　視覚障がい女性家庭生活訓練事業 …… 11
7　視覚障がい青年等社会生活教室 …… 11
Ⅷ　障害福祉サービス
1　障害福祉サービス …… 11
2　障害児通所支援 …… 11
3　相談支援事業 …… 11
4　地域生活支援事業 …… 11
5　地域生活支援拠点等 …… 11
Ⅸ　住宅・資金の貸付
1　重度身体障害者住宅改善促進助成 …… 12
2　市営住宅の入居 …… 12
3　家具固定器具の取付設置支援 …… 12
4　総合支援資金 …… 12
5　福祉資金 …… 12
6　教育支援金 …… 12
7　不動産担保型生活資金 …… 13
Ⅹ　割引及び減免
1　市営駐車場等利用料金の軽減 …… 13
2　旅客運賃の割引 …… 13
3　路線バス運賃の割引 …… 13
4　航空運賃の割引 …… 13
5　有料道路の割引 …… 13
6　ＮＨＫ放送受信料の減免 …… 14
7　ＮＴＴ無料番号案内 …… 14
8　税金の控除及び減免等 …… 14
9　携帯電話料金等の割引 …… 15
10　タクシー運賃の割引 …… 15
11　ニュー福祉定期貯金の取り扱い …… 15
12　青い鳥郵便はがきの配布 …… 15
13　文化施設等への入場料減免 …… 15
14　ミライドＩＤ …… 15

Ⅰ 手帳

Ⅰ　身体障害者手帳

種別	概　要　等	交付対象者	備考（申請窓口等）
1 身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳は、法の下で制度化されているしくみで、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。 岐阜市民には市長が交付します。原則、更新はありませんが、障害の状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがあります。 障害の程度は、障害の種類別に重度の側から１級から６級の等級が定められています（7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は７級の障害が６級以上の障害と重複する場合は、対象となります。）。 また、障害者手帳では障害種別と等級の他に、主にJR運賃の割引を受ける際に必要になる、「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」という厚生労働省からの通知に定められた第1種（重度の障害）と第2種の区分があります。	身体上の障害が一定以上で永続することが要件 ・ 視覚障害 ・ 聴覚又は平衡機能の障害 ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ・ 肢体不自由 ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害 ・ 小腸の機能の障害 ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 ・ 肝臓の機能の障害	（申請窓口） ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135 ＦＡＸ 265-7613 ・柳津分室 電話 387-0111 ＦＡＸ 387-6304 ・南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所（変更届は除く）

Ⅱ 相談の窓口

Ⅱ　相談の窓口

窓　口	適用範囲等
1 岐阜市福祉部障がい福祉課	〒500-8701　岐阜市司町４０番地１（市庁舎１階） 市役所代表電話：265-4141、障がい福祉課 FAX：265-7613 ＜主な業務＞　＜直通電話＞ ・給付係：身体障害者手帳、補装具・日常生活用具、特別障害者手当、特別児童扶養手当等　214-2135 ・指導係：事業者指定、施設整備補助　214-2136 ・支援係：障害福祉サービス、障害児通所支援等　214-2137 ・管理係：障害者への理解啓発・配慮促進、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等　214-2138 ・相談係：障害者相談員、相談支援、虐待防止、障害者差別解消に関する相談　214-2572 ○障がい者虐待通報ダイヤル（虐待に関する相談）　265-5571
2 基幹相談支援サテライト	障害のある方、保護者又は介護を行う方等の総合的、専門的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う窓口として、市内４ヶ所に開設。訪問や来所により、専門職員が相談に応じます。

基幹相談支援サテライト	担当地区	住所・電話・ＦＡＸ
基幹相談支援サテライトクロス	金華、京町、明徳、徹明、本郷、木之本、本荘、長良、長良西、長良東、三里、鷺山、常磐、岩野田、岩野田北	平和通 3-2-1 電話 213-0525　FAX 294-7206
基幹相談支援サテライトうかい	島、早田、城西、則武、木田、黒野、方県、西郷、七郷、市橋、鏡島、合渡、網代	洞 1026 電話 293-1150　FAX 293-1151
基幹相談支援サテライトふなぶせ	梅林、白山、華陽、日野、長森南、長森北、長森西、長森東、岩、厚見、芥見、藍川、芥見東、芥見南、三輪南、三輪北	日野東 4-10-18 電話 244-2777　FAX 242-1820
基幹相談支援サテライトふなぶせ南	加納東、加納西、茜部、鶉、日置江、柳津町	茜部新所 1-167-2 電話 201-3111　FAX 201-6712

窓　口	適用範囲等	備 考（申請窓口等）
3 高度専門分野相談支援	医療的ケア児（者）、重症心身障害児（者）、強度行動障害児（者）、その家族の方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。	
	(1) リトル☆スター	寺田 7-86-1 電話 255-3031　FAX 213-0581
	(2) はなみずき苑指定相談支援事業所	大洞 3-4-5 電話 241-5221　FAX 241-5220
4 障害者生活支援センター	障害のある方が地域で生き生きとした生活を送るために様々な助言や申請に関する説明を行います。また、ピアカウンセラーによるピアカウンセリング（障害当事者等による相談）にも応じます。	＜問い合わせ先＞ 都通 2-2　岐阜市民福祉活動センター1 階 電話 254-9204 FAX 254-9205 Ｅメール:gifusien@vega.ocn.ne.jp
5 岐阜市身体障害者相談員	原則として身体障害者の方が相談員となって、身体障害者の身近な問題についていろいろな相談に応じています。	地域の担当相談員は、市障がい福祉課又は当協会で紹介を受けてください。
6 岐阜県身体障害者更生相談所	障害のある方の各種相談に応じるとともに、市町村の依頼により施設入所、補装具、更生医療の判定を行います。	鷺山向井 2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内 電話 231-9715　FAX 231-9716
7 岐阜県中央子ども相談センター	１８歳未満のお子さんについて障害のあるなしに関わらず、児童の福祉に関するあらゆる問題について、相談に応じるとともに、専門的調査・判定・指導を行います。	鷺山向井 2563-79 電話 201-2111(代表) FAX　295-2501
8 岐阜公共職業安定所 （ハローワーク岐阜）	障害のある方についての就職全般についての相談に応じます。	五坪 1-9-1 電話 247-3214 FAX 247-8852
9 岐阜障害者職業センター	障害者や障害者を雇用する事業主等を対象とし、ハローワークとの連携のもとに就職前の準備から就職後の職場適応に関する相談・援助を行っています。	日光町 6-30 電話 231-1222　FAX 231-1049
10 障がい者就業･生活支援センター	就業と就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、職業生活における自立を支援します。	

障がい者就業・生活支援センター	住　　所	電話・ＦＡＸ	備　　考
岐阜障がい者就業・生活支援センター	鍵屋西町 2-20 多恵第２ビル１階	電話 253-1388 FAX 253-1388	※原則、長良川以南在住の方が対象となります。
清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ	学園町 2-33	電話 215-8248 FAX 215-8029	※原則、長良川以北在住の方が対象となります。

11 障がい者１１０番	障害者の権利擁護に係る相談やその他のさまざまな相談に対応するため、常設の相談窓口を設置。必要に応じ弁護士・医師等が相談にあたります。	（一社）岐阜県手をつなぐ育成会 都通 2-2 岐阜市民福祉活動センター1階 電話 253-1881　FAX 254-9210
12 岐阜県障がい者総合就労支援センター	障害者の一般就労を促進し、相談から訓練、マッチング、職業定着までトータルサポートする拠点として、職業訓練機能(障がい者職業能力開発校)、就業支援･職場定着機能(障がい者雇用企業支援センター及び障がい者就労･生活支援センター)を配置。	学園町 2-33 電話 201-4510(代表) FAX 231-3760

Ⅲ　年金及び手当等

種　別	要　領　等	備 考（申請窓口等）
1 障害基礎年金	(1)　国民年金の加入中に病気やけがで一定の障害の状態になったとき、また、満２０歳までに初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある病気やけがによって同様の状態になったときは、障害基礎年金を受けることができます（所得制限あり。）。 (2)　厚生年金の加入者で、在職中にかかった病気やけががもとで同様の状態になったとき、障害厚生年金を受けることができます（厚生年金のお問い合わせは年金事務所へ。）。	・市国保・年金課 電話 214-2086 ＦＡＸ 269-4054 ・岐阜北年金事務所 大福町 3-10-1 電話 294-6364 ・岐阜南年金事務所 市橋 2-1-15 電話 273-6161
2 特別障害給付金	次の①、②に該当する任意加入対象者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、６５歳に達する日の前日までに障害基礎年金の１級・２級相当の障害に該当する方に、特別障害給付金が支給されます（所得制限あり。）。 ①　平成３年３月以前の学生 ②　昭和６１年３月以前の厚生年金、共済組合等の加入者の被扶養配偶者	
3 障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の２０歳未満の方に支給されます（障害者手帳の有無にかかわらず申請できますが、所得制限があります。）。 ①　身体障害者手帳（１級・２級の一部）を所持し、常時介護が必要な方 ②　療育手帳Ａ１程度で常時介護が必要な方 ③　その他上記と同程度以上の障害児で常時介護が必要な方	・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135 ＦＡＸ 265-7613 ・柳津分室 ・南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所
4 特別児童扶養手当	精神又は身体障害者で２０歳未満の方を養育している方に支給されます（障害者手帳の有無にかかわらず申請できますが、所得制限があります。）。 ①　身体障害者手帳（1級から3級及び4級の一部）を所持し、日常生活に著しい制限を受けている方 ②　療育手帳（A1・A2・B1・B2の一部）を所持し、日常生活に著しい制限を受けている方 ③　その他上記と同程度以上の障害等が認められる方（内部疾患がある場合等）	
5 特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする等、著しく重度の障害をもつ20歳以上の方に支給されます（障害者手帳の有無にかかわらず申請できますが、所得制限があります。）。 ①　身体障害者手帳１級・２級程度の障害を二つ以上重複して有する方 ②　上肢・下肢・体幹のいずれかに機能障害を有し、かつ、寝たきり等で常時介護を必要とする方 ③　内部障害者等で絶対安静の状態にある方 ④　知能指数が２０以下で日常生活において常時介護を必要とする状態にある方 ⑤　その他、上記と同程度以上の障害を有し、常時特別な介護を必要とする方 ※病院等に３か月以上引き続き入院又は施設に入所している方は支給対象となりません。	
6 外国人等心身障害者福祉金	国民年金制度発足当時、日本人に対し支給された無拠出の障害福祉年金が支給されず、無年金者となっている在日外国人の障害者に対して岐阜市が独自に福祉金を支給する制度です（所得制限あり。）。 次のいずれかに該当する重度障害者で障害基礎年金等を受けていない方 ①　本市に１年以上住所を有する外国人で次の要件を備えるもの 　ア　昭和５７年１月１日前に２０歳に達していたもので同日において日本国内で廃止前の外国人登録法による登録を行っていた場合 　イ　昭和５７年１月１日前に重度障害者であった場合 ②　本市に１年以上住所を有し昭和 61 年４月１日前に２０歳に達していたもので、障害の発生原因の初診日が昭和６１年４月１日前に属し、その日に日本国内に住所を有しなかった場合	

Ⅲ 年金及び手当等

種　別	要　領　等	備 考（申請窓口等）
7 児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(または20歳未満で中程度以上の障害のある児童)を養育する母、または養育し、かつ、これと生計を同じくする父もしくはその父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です（所得制限あり。)。 ①父母が離婚した児童　⑤父又は母が1年以上拘禁されている児童 ②父又は母が死亡した児童　⑥父又は母が裁判所からDV 保護命令を受けている児童 ③父又は母が重度の障害状態にある児童　⑦父又は母が1年以上生死不明の状態にある児童 ④父又は母から１年以上遺棄されている児童　⑧婚姻によらないでうまれた児童	・市子ども支援課給付係 電話 214-2146　FAX 262-1121 ・柳津分室 ・南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所
8 心身障害者扶養共済制度	身体障害者手帳を所持し、その障害が１級から３級までに該当する障害者を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があった場合、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。	・岐阜県障害福祉課 電話 272-8309 ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613

Ⅳ 医療

Ⅳ　医療

種　別	要　領　等	適用範囲等	備 考（申請窓口等）
1 自立支援医療費の支給 ア　更生医療 （18歳以上） イ　育成医療 （18歳未満）	身体障害者福祉法第４条に規定する身体上の障害を有すると認められる方であって、確実なる治療効果が期待できる方に自立支援医療費が給付されます。 ・自己負担額は、家計の負担能力に合わせて負担上限月額が設定されています。ただし負担上限額が医療費の１割相当額を超えるときは医療費の１割が利用者の負担となります。また、入院時の食費（標準負担額）等は利用者の負担になります。なお、育成医療については、中間的な所得［所得割課税23.5万円未満］に該当する場合、別途経過措置があります。 ・臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られます。 ・当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については対象になりません、また、内部障害によるものについては、手術により障害の除去又は軽減が見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除外されます。	＜対象となる疾患の障害区分＞ ①　肢体不自由によるもの ②　視覚障害によるもの ③　聴覚、平衡機能障害によるもの ④　音声、言語、そしゃく機能障害によるもの ⑤　内臓障害によるもの(心臓、じん臓、小腸又は肝臓機能障害に限る。) ⑥　ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける状態のものに限る。）	ア　更生医療 ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613 ・柳津分室 電話 387-0111　FAX 387-6304 イ　育成医療 ・市子ども支援課支援係 電話 214-2396　FAX 262-1121 ・中保健センター 電話 214-6630　FAX 214-6632 ・南保健センター 電話 271-8010　FAX 271-8014 ・北保健センター 電話 232-7681　FAX 232-7683
2 重度心身障害者等医療費助成制度	重度の心身障害者等の経済的負担を軽減するため医療費の助成があります。 障害のある方で、国民健康保険の被保険者、会社の健康保険等の被保険者、組合員又は被扶養者又は後期高齢者医療制度の被保険者、ただし所得制限があります。	＜対象者＞ ①　身体障害者手帳１級から３級 ②　戦傷病者手帳特別項症から第４項症で、身体障害者手帳４級 ③　65歳以上で６か月以上ねたきりで常時介護を要する方	・市福祉医療課福祉医療係 電話 214-2127　FAX 265-7613 ・各事務所 ・各保健センター ・柳津分室 電話 387-0111　FAX 387-6304
3 保険外はり・きゅう･マッサージ等施術料助成制度	保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部が助成されます、ただし所得制限があります。	＜対象者＞ ①　70歳以上の方 ②　70歳未満の方で身体障害者手帳が肢体不自由で１級・２級	・市高齢福祉課生きがい対策係 電話 214-2173　FAX 264-5090 ・各事務所 ・各保健センター

Ⅳ 医療

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
4 後期高齢者医療制度	75歳以上の方（生活保護を受けている世帯は除く）が加入しますが、65歳から75歳未満で右記の対象となる方は、岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受け加入することができます。	＜対象者＞ ① 身体障害者手帳１級から３級 ② 身体障害者手帳４級の一部（音声、言語、下肢の障害の一部） ③ 障害年金受給者（法で定められた方）	・市福祉医療課後期高齢者医療係 電話 214-2128　FAX 265-7613 ・柳津分室 電話 387-0111　FAX 387-6304 ・各事務所

Ⅴ 教育及び療育

Ⅴ　教育及び療育

種　別	要　領　等	備考（申請窓口等）
1 岐阜市子ども・若者総合支援センター “エールぎふ”	子ども・若者の福祉向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的として、発達に遅れや心配のある乳幼児等の様々な相談に応じ、必要な助言・支援及び関係機関等の調整を行います。 (1) 乳幼児健診等で発達の遅れや心配のある乳幼児に対する経過観察及び継続相談の場として、「親子教室」を開催しています。 (2) ことばや行動面等で遅れや心配のある幼児に対し、コミュニケーション能力の向上等のため、遊びを通した指導を行う「幼児支援教室」を開設しています。 長良幼児支援教室、加納幼児支援教室、岐阜北幼児支援教室、岐阜東幼児支援教室、鷺山幼児支援教室、岐阜南幼児支援教室、市橋幼児支援教室、柳津幼児支援教室	＜相談窓口＞ 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エール・ぎふ” 明徳町 11 電話 0120-43-7830（ｼﾐﾝﾅﾔﾐｾﾞﾛ） ﾒｰﾙ: gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp
2 保育料の減額	同居家族の者が障害者手帳の交付を受けている場合、保育料が減額となることがあります。	市子ども保育課入所係 電話 214-2143　FAX 262-1121
3 障害児通所支援	療育や訓練が必要な未就学の子ども及び学校に就学している子どもに、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行います。	市障がい福祉課支援係 電話 214-2137　FAX 265-7613
4 障害児童・生徒の教育	知的障害、難聴、自閉症・情緒障害、病弱、肢体不自由等心身の発達に障害のある児童・生徒に対して、学校で適切な教育や指導、必要な支援を行っています。	＜問い合わせ先＞ 市教育委員会学校指導課 電話 214-7155 ＦＡＸ 265-8045
・特別支援学校	子どもの卒業後の社会的な自立を視野に入れ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の指導計画に基づく、きめ細かな指導を行います。	
・特別支援学級	一人ひとりの障害の特性などに配慮しながら、小・中学校に準じた教育を行います。また、子どもの状態に合わせて、通常の学級の児童・生徒と共に学び合う交流及び共同学習を行います。	
・通級による指導	言語や聴覚の発達に気がかりがあったり、LD・ADHDなど発達障害があったりする児童・生徒に、小・中学校の通常の学級で学びながら、概ね週１～２時間程度の障害に応じた専門的な指導を行います。	
5 おもちゃ図書館	障害児や社会的に援助を必要とする子供たちに、出会いとふれあいの機会を提供し、おもちゃを通じて生活をより楽しくより豊かなものにすると同時に、身体的諸機能や感覚などを養い、心身の成長発達の促進を図ることを目的に開設しています。 ① 小学６年生までの障害児及び障害児に準ずる児童（市内在住者にはおもちやの貸出も行える。） ② 乳幼児の保護者 ③ ４歳未満の乳幼児	

おもちゃ図書館開設施設	所在地	電話番号
西児童センター	鏡島南２丁目 8-40	251-2776
本郷児童センター	青柳町５丁目 24-1	254-0275
長良児童センター	長良 389-2	231-4666
長森児童センター	野一色４丁目 11-4	248-5210
岩野田児童センター	粟野東１丁目 95	237-6929
サンフレンドみわ・児童センター	門屋字野崎 95	229-5901
サンフレンドうずら・児童センター	中鶉７丁目 58	275-3520

種　別	要　領　等	備考（申請窓口等）
6 特別支援教育就学奨励費	特別支援学級在籍、通級指導教室に通級等の事情にかんがみ、就学にかかる経済的負担を軽減させるため、その経済的負担能力に応じて就学のための必要経費の一部が支給されます。	（申請窓口） 児童・生徒の通学する学校 ＜問い合わせ先＞ 市教育委員会学校安全支援課 電話 214-2316　FAX　265-8045

Ⅵ　日常生活の援助・援護

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
1 補装具費の支給	身体障害者（児）が補装具を購入、修理・借受する際に要する費用を助成します。 ・原則として、希望する補装具に関係する身体障害者手帳の所持者に対して、補装具費の支給をします。 ※補装具の種目によって、必要な書類が異なりますので、必ず事前にご相談ください。	①　必ず、補装具は購入、修理・借受する前、日常生活用具は購入前に申請してください。申請前に購入等をされると、助成対象になりません。また介護保険該当の方は、介護保険制度が優先となります。 ②　補装具の種目などの条件によっては、岐阜県更生相談所に来所判定が必要な場合があります。 ③　補装具・日常生活用具は、種目毎に基準額が設定されており、基準額を超えた金額は利用者負担になります。 ④　家計の負担能力に合わせて月額負担上限額が設定されています。ただし負担上限額が要した費用の1割を超えるときは、要した費用の1割が利用者の負担となります。 ⑤　令和6年4月から障害児（18歳未満）の補装具費について所得制限が撤廃されました。	（申請窓口） ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135 ＦＡＸ 265-7613 ・柳津分室 電話 387-0111　FAX 387-6304 ・南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所
2 日常生活用具費の支給	身体障害者（児）が日常生活用具を購入する際に要する費用を助成します。 ※日常生活用具費の対象種目、支給対象者などはお問い合わせください。		
3 手話通訳者派遣事業	聴覚障害者（音声又は言語機能障害者を含む）の社会参加活動（学校・医療機関・職業等）の促進のため、意思伝達の困難な場合に、手話通訳者の派遣が受けられます。	＜申し込み及び問い合わせ＞ ・一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 薮田南 5-14-53　県民ふれあい会館１棟 6F　電話 278-1301　FAX 274-1800 ・市障がい福祉課管理係　電話 214-2138　FAX 265-7613	
4 要約筆記者・奉仕員派遣事業	聴覚障害者（特に中途失聴・難聴者）の意思疎通を支援するため、要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣が受けられます。	＜申し込み及び問い合わせ＞ ・特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会 鹿島町 7-15　大洞ビル 3F9 号室　電話/FAX 213-3429 ・市障がい福祉課管理係　電話 214-2138　FAX 265-7613	
5 盲ろう者通訳・介助者派遣事業	視覚と聴覚の両方に障害を持つ方の、日常生活全般・買い物・通院・行政機関の手続きなどにおけるコミュニケーションの円滑化を図るために、通訳・介助者の派遣が受けられます。		岐阜盲ろう者友の会 電話　247-7321（夜間） FAX　275-7709
6 障害者タクシー利用料金助成制度	在宅で、外出困難な重度障害者（児）が岐阜市と協定しているタクシー又は福祉有償運送を利用する場合、料金の一部を助成します。 〈次頁に続く〉	＜対象者＞ ①　下肢・体幹・乳幼児期以前非進行性の脳病変による移動機能障害で１級・２級 ②　視覚障害１級・２級 ③　内部障害１級	（申請窓口） ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135 FAX 265-7613 ・柳津分室 電話 387-0111 FAX 387-6304

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
	〈前頁のつづき〉 ＜助成額＞ ・乗車１回につき１枚５６０円分 ・利用回数は年間４８回までとする。 ※この助成制度の他に、岐阜県タクシー協会によるタクシー運賃の割引（乗車の際、身体障害者手帳を提示すると運賃の１割が割引）があります。	ただし、以下の方は除く ・自動車税（軽自動単税）の減免措置を受けている方 ・岐阜市助成制度に基づく重度身体障害者介助用自動車購入等助成を受けている方 ・身体障害者用自動車改造費助成制度を受けている方 ・施設に入所している方	・南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所
7 身体障害者用自動車改造費助成制度	身体障害者が自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。必ず改造前にご相談ください。 ＜助成額＞ 助成限度額は１０万円	＜対象者＞ 次の条件をすべて満たしている方 ① 満１８歳以上で、岐阜市に住んでいる方 ② 自動車を就労等のため自ら所有し、かつ、運転する方 ③ 運転しやすいよう、操向装置、駆動装置の改造を必要とする方 ④ 前回の助成から５年経過している方 ⑤ タクシー利用料金助成、重度身体障害者介助用自動車購入等助成を受けていない方 ⑥ 世帯の所得税課税所得金額（各種所得控除後）が特別障害者手当の限度額を超えていない方	（申請窓口） 障がい福祉課 給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613 ※ 自動車運転免許取得費用の助成は、岐阜市内において教習所等での取得費用が身体障害者と健常者と区別されていないため廃止されました。
8 重度身体障害者介助用自動車購入等助成制度	車椅子等を使用する在宅の重度身体障害者を介助する方が運転する自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を購入する経費の一部を助成します。必ず改造前、購入前にご相談ください。 ＜助成額＞ 対象経費（２４万円限度）	＜対象者＞ 次の条件をすべて満たしている方 ① 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の等級が１級又は２級の身体障害者であって、移動に車椅子等を使用している方がいる世帯の方（要相談） ② 世帯の所得税課税所得金額（各種所得控除後額）が特別障害者手当の限度額を超えていない方 ③ 前回の助成から５年経過している世帯 ④ タクシー利用料金助成、身体障害者用自動車改造費助成を受けていない方	
9 車いす貸出事業	一時的に車いすの必要な方に、１か月間を限度に無料で貸し出しします。	＜対象者＞ 岐阜市内在住の方もしくはその家族の方	（申請窓口） 岐阜市社会福祉協議会 電話 255-5010　FAX 255-5512
10 補助犬飼育費助成事業	盲導犬、聴導犬、介助犬を利用する障害者に対し、飼育に必要な経費の一部を助成します。	＜対象者＞ 岐阜市内に住所を有する方	（申請窓口） 市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
11 駐車禁止除外標章の交付	身体障害者手帳所持者に対し、岐阜県公安委員会が指定した駐車禁止地域における「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。	＜申し込み及び問い合わせ＞ ・岐阜県下各警察署 交通課窓口（申請者の居住地を管轄する警察署） ・岐阜県警察本部 交通部 交通規制課　　電話 271-2424　内線 5186 ・一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会　電話 201-1543　FAX 273-9308 （県協会は有料（会員 1,000 円）ですが、更新の案内が届きます。）	
12 高齢運転者等専用駐車区間制度	普通自動車を運転する高齢者や体の不自由な方などの利便性を図るため、専用の駐車区間を設置するもの。 ＜市内の専用駐車区間＞ 岐阜市鹿島町　岐阜市民病院西側路上 （２台分の駐車枠を設置）	＜交付対象者＞ ①　７０歳以上の方 ②　妊娠中又は出産後８週間以内の方 ③　聴覚障害、肢体不自由を理由に普通免許に条件が付されている方	（申請窓口） 居住地を管轄する警察署の交通課
13 障害者等の投票	(1)　重度障害者の郵便等による在宅投票	＜対象者＞ ①　身体障害者手帳 ・両下肢、体幹、移動機能障害：１級・２級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害:１級・３級 ・免疫、肝臓の障害：１級から３級 ②　介護保険法の要介護状態区分: 要介護５ ＜代理記載対象者＞ ①の対象者のうち上肢又は視覚障害が1級	（申請窓口） 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会 市選挙管理委員会事務局 電話 265-2161　FAX 265-3905
	(2)　投票日及び期日前投票の代理投票	心身の故障その他の事由により、投票用紙等に自ら記載できない場合、本人の指示に従って、従事職員が代筆します。投票時にその場で申し出てください。	
	(3)　点字による投票	視覚の障害がある方は、点字による投票をすることができます。投票所の受付で申し出てください。	
14 図書館資料	(1)　図書館資料 郵送貸出し制度	外出が困難で家にこもりがちな障害者に、希望資料を無料で郵送貸出しします。 ＜対象者＞ 市内在住で公職選挙法施行令第５９条の２の規定に該当する程度の障害者又は、これに準じ館長が適当と認めた方 ＜貸出期間＞　３０日間	（申請窓口） 市立図害館 司町 40 番地 5 電話 262-2924　FAX 262-8754
	(2)　図書館資料 音声化サービス	市立図言館の利用登録をされていて、活字資料の利用が困難な方 ＜利用できるサービス＞ ①　対面読書の実施、録音資料（録音DAISY・マルチメディアDAISY）の貸出、対面読書の部屋の貸出、録音資料再生機の館内貸出、インターネット席の障害者優先席（音声読み上げソフトが入っています）の利用、点字・録音資料の代理の方への貸出 ②　身体障害者手帳で視覚障害１級・２級の方は、①に加え点字・録音資料の第四種郵便を利用した郵送貸出が利用できます。	

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
15 安否確認サービス事業	人体感知センサーを利用者の動きを感知しやすい場所１か所に設置し、常時感知情報を送信します。 １日程度以上人の動きがなく、センサーが反応しないときには、監視センターから本人へ電話で安否確認します。 本人に確認が取れない場合は、協力員連絡先に通報し安否の確認を行います。	＜対象者＞（条件をすべて満たしている方） ① １級から４級までの身体障害者手帳の交付を受けた障害者で、ひとり暮らしの方又は障害者のみの世帯の方 ② 前年度の市民税非課税世帯（障害者世帯の場合は世帯全員）で連絡を取ることのできる電話回線を有する方 ③ 協力員を選出できる方	（申請窓口） 市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613
16 緊急通報体制支援事業	家庭での急病や事故に備えて、ひとり暮らしの障害者のお宅に緊急通報装置を設置し、ペンダントや通報装置の緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、協力員や救急車が駆けつけます。	＜対象者＞ 身体障害者手帳１級から４級までの６５歳未満のひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯の方で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を有する方又は身体病弱のため緊急時において機敏に行動することが困難であり、日常的に見守りを必要とする方で、協力員を２人程度選出できる方。	
17 訪問給食サービス事業	在宅で生活する障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を訪問により供給することにより食生活の改善と健康増進、地域での生活の継続、孤独感の解消を図り、安否確認も行う事業です。（民間業者により提供）	＜対象者＞ ① 視覚障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫の機能障害で、１級から３級に該当する方で、ひとり暮らしの方。 ② ①に該当する障害者２人のみの世帯の方 ③ 療育手帳所持者で、一人暮らしの方	
18 １１０番アプリシステムによる110番通報	スマートフォンなどを利用して１１０番通報ができます。（利用にあたり、スマートフォンなどに専用アプリ「１１０番アプリ」をダウンロードしてください。）	耳や言葉の不自由な方など、音声による１１０番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、音声によらず文字や画像で警察へ通報することが可能なシステムです。	＜問い合わせ＞ 岐阜県警察本部地域部通信指令課 電話 271-2424 メール：c18863@pref.gifu.lg.jp
19 音声以外の１１９番緊急通報	(1) 「Net119」スマートフォン、タブレット等によりWEBサイトからの１１９番通報（事前登録制） (2) 「メール１１９」携帯電話（ガラケー）のメール機能による１１９番通報（事前登録制） (3) 「ＦＡＸ119」ＦＡＸからの１１９番通報	＜対象者＞ 聴覚又は音声・言語に障害があり、音声による１１９番通報が困難な方 ※「Net119」への登録説明・通報体験会を毎月開催しています。	（Net119、メール119申請窓口） ・市消防本部指令課 電話 262-8151　FAX 266-8155 ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613
20 広報ぎふ録音版・点字版	(1) 広報ぎふの内容を音声化した録音版「あいメール」カセットテープ版とＣＤ（デイジー）版を製作しお届けします。	＜対象者＞ 視覚に障害のある方 ・月２回発送（1日号、15日号）、無料（郵送料とも）	（申請窓口） 市広報広聴課 電話 214-2387　FAX 262-6061 ＜発送窓口＞ （福）岐阜アソシア 電話 263-1310　FAX 266-6369
	(2) 広報ぎふの点字版（標準サイズとＬサイズ）を製作しお届けします。	＜対象者＞ 視覚に障害のある方で、点字が読める方 ・月２回発送（1日号、15日号）、無料（郵送料とも）	

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
21 点字図書・録音図書 電子書籍・拡大図書	視覚に障害のある方に、点字図書・録音図書・電子書籍・拡大図書の製作・貸出を無料で行っています。また、製作・新着図書案内を、毎月、点字版・墨字版・音声版（ＣＤ・テープ）・メール版で発行します。		（申請窓口） （福）岐阜アソシア 電話 263-1310　FAX　266-6369
22 視覚障がい者 ICT 機器研修	視覚障がい者やその支援者を対象に、情報獲得及び発信においてハンディキャップを克服していただくためにＩＣＴ機器（携帯電話やタブレットなど）の紹介や活用相談会、個別講習、機器使用に関するサポートを実施しています。		
23 ぎふ清流おもいやり駐車場	一定の要件を満たす、障害のある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方へ利用証を交付します。		（申請窓口） 岐阜県健康福祉部地域福祉課 電話 272-8261
24 避難行動要支援者名簿への登録	名簿に登録された方の情報は、平常時から自主防災組織（自治会）、民生委員、児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）、警察に情報提供され、災害時の避難支援や安否確認に利用されます。 また、地域の自治会を中心として、災害時に誰が助けにいくかを決めたりする取組み（個別避難計画の作成）や日頃の見守り活動などに利用されます。	下記に掲げる方のうち、災害が発生又は発生する恐れがある場合に自力又は家族だけでは迅速かつ円滑に避難することが困難で、特に支援を要する在宅の方。（福祉施設などに入所している方は対象外） ① 身体障害者手帳１級～６級 ② 自ら避難することが困難であると申し出た方	（申請窓口） 市防災対策課 電話 267-4763　FAX　265-3857

Ⅶ　講習会及び訓練事業

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
1 奉仕員等養成講座	(1)　手話奉仕員養成・手話奉仕員スキルアップ・手話通訳者養成講座	手話の初歩から簡単な日常会話までの習得を目的に手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）、手話奉仕員の技術向上を図り、手話通訳者養成講座への円滑な受講を促すことを目的に手話奉仕員スキルアップ講座、手話通訳に必要な手話表現技術及び基本技術の習得を目的に手話通訳者養成講座（基本、応用、実践課程）を開催しています。	＜問い合わせ＞ （一社）岐阜県聴覚障害者協会 電話　278-1301　FAX　274-1800
	(2)　点訳奉仕員養成講習会	視覚障がい者のために本や印刷物を点訳する奉仕員を養成します。期間は毎年６月から３月まで（２８回程度）です。	＜問い合わせ＞ （福）岐阜アソシア 電話　263-1310　FAX　266-6369
	(3)　音訳奉仕員養成講習会	視覚障がい者のために本や印刷物を音訳する奉仕員を養成します。期間は毎年６月から３月まで（２８回程度）です。	
	(4)　要約筆記者養成講座	聴覚障害者（特に中途失聴・難聴者）のコミュニケーションの円滑化を図るため、要約筆記者の養成講座を開催しています。	＜問い合わせ＞ （特非）ぎふ難聴者協会 電話・FAX 213-3429
	(5)　盲ろう者通訳・介助者養成講座	視覚と聴覚の両方に障がいを持つ方のコミュニケーションの円滑化を図るため、盲ろう者通訳・介助者の養成講座を開催しています。	＜問い合わせ＞ 岐阜盲ろう者友の会 電話　247-7321（夜間） ＦＡＸ　275-7709

Ⅶ 講習会及び訓練事業

種　別	要　領　等	備考（申請窓口等）
2 岐阜県失語症支援者養成研修会	失語症者の日常生活と会話支援方法の習得のための講義・実技を行います。期間は毎年７月から２月までです。	＜問い合わせ＞ 岐阜県言語聴覚士会 電話 0585-45-2220　FAX 0585-45-0188
3 喉（声帯等）摘出者発声訓練教室	喉（声帯等）を摘出された方が、訓練により発声方法を身につけるための教室を開催	＜問い合わせ＞ 岐阜睦声会 電話 240-7641　　FAX 240-7641
4 中途失明者緊急生活訓練事業	中途失明者の自立生活に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、パソコン指導及び点字指導等を実施	＜問い合わせ＞ (福)岐阜アソシア 電話　263-1310　　FAX 266-6369
5 歩行訓練士派遣事業	視覚障がい者が白杖により又は最新の補助具等を使用して一人で歩行できるようにするため、歩行訓練士による訓練を行う	
6 視覚障がい女性家庭生活訓練事業	家庭における女性としての教養を高め、視覚障害者家庭の融和と未婚女性の結婚を促進するため、料理・手芸・礼法等の訓練教室を開催	
7 視覚障がい青年等社会生活教室	体験交流を通して社会生活に必要な知識を習得していただくため、社会生活教室を開催	＜問い合わせ＞ 岐阜県視覚障害者福祉協会 電話 264-4523

Ⅷ 障害福祉サービス

Ⅷ　障害福祉サービス

要　領　等		適用範囲等		備考（申請窓口等）
1 障害福祉サービス	(1) 介護給付	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援	障害者総合支援法に基づく自立支援給付に係る支給決定、児童福祉法に基づく障害児通所給付等に係る支給決定等を受けることにより各種サービスを受けることができます。 ※利用料金は、サービスの提供に要した費用の1割を負担することになります（施設入所や日中活動サービスに伴う光熱水費等の実費や食費については、自己負担）。ただし、世帯ごとの所得に応じて負担額の上限が定められています。 ※65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者のうち、介護保険の要介護、要支援、事業対象者となった場合には、介護保険サービスが優先されます。	＜問い合わせ＞ ・市障がい福祉課支援係 電話 214-2137 FAX 265-7613 ・柳津分室 電話 387-0111 FAX 387-6304
	(2) 訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）		
2 障害児通所支援		児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援		
3 相談支援事業		計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援		
4 地域生活支援事業		移動支援、障害者デイサービス、日中一時支援、訪問入浴サービス、小規模通所サービス、重度訪問介護利用者大学修学支援、福祉ホーム、重度障害者等就労支援		
5 地域生活支援拠点等		障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス		

Ⅸ　住宅・資金の貸付

種　別	要　領　等	適用範囲等	備考（申請窓口等）
1 重度身体障害者住宅改善促進助成	重度の身体障害者の地域社会生活を援助するため、満６歳以上６５歳未満で、市内に１年以上の居住者に、 住宅改善に必要な費用の一部を助成。 ＜助成範囲＞ 玄関、便所、浴室、洗面所、台所、階段等の整備又は改善	＜対象者＞ ① 視覚、下肢、体幹及び内部障害１級・２級、ただし、内部障害は補装具の車いす支給者 ② 世帯の生計中心者の前年度分所得課税額 70,001 円以上の世帯は対象外	（申請窓口） 市障がい福祉課給付係 電話 214-2135 FAX 265-7613
2 市営住宅の入居	市営住宅には、車いす対応（常時使用）・車いす非対応の身体障害者向け住宅があります。 詳しくは住宅供給公社 岐阜事務所（市役所 2F）までお問い合わせください。	＜対象者＞ 身体障害者手帳１級から４級	＜問い合わせ先＞ 岐阜県住宅供給公社 電話 265-3901 FAX 216-1066
3 家具固定器具の取付設置支援	家具転倒防止器具を無料（１世帯につき２点の家具まで）で取り付けます。ただし、取付けを行う固定器具の代金は、申請者の負担。	＜対象者＞ ① 高齢者(65歳以上)のみの世帯 ② 要介護認定者 ③ 身体障害者手帳所持者	＜問い合わせ先＞ 市都市防災政策課 電話 267-4763
4 総合支援資金	(1) 生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用		詳細についてはお尋ねください。 ＜問い合わせ先＞ 岐阜市社会福祉協議会 電話 253-0294 FAX 255-5011
	(2) 住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		
	(3) 一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用		
5 福祉資金	(1) 福祉費 生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、福祉用具等の購入に必要な経費、障害者用自動車の購入に必要な経費、中国残留邦人等に係る国民年金の追納に必要な経費、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費、介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費、冠婚葬祭に必要な経費、住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費、就職、技能取得等の支援に必要な経費		
	(2) 緊急小口資金 低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付ける少額の費用		
6 教育支援金	(1) 教育支援費 低所得世帯に属する者が、高等学校、大学・短大又は高等専門学校に就学するのに必要な経費		
	(2) 就学支度費 低所得世帯に属する者が、高等学校、大学、短大又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		

種　別	要　領　等	備考（申請窓口等）
7 不動産担保型生活資金	(1) 不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間生活資金を貸し付ける資金	＜問い合わせ先＞ 岐阜市社会福祉協議会 電話　253-0294 FAX　255-5011
	(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間生活資金を貸し付ける資金	

Ⅹ　割引及び減免

種　別		要　領　等	適用範囲等	備考
1 市営駐車場等利用料金の軽減	金公園地下駐車場	駐車場出口で身体障害者手帳等を係員に提示して、割引駐車券の交付を受けてください。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証所持者が、運転（自転車を使用）又は同乗している自動車	＜割引率＞ 利用料金の半額
	駅西駐車場岐阜シティ・タワー43地下駐車場	１階管理室で身体障害者手帳等を係員に提示して、割引駐車券の交付を受けてください。		
	市営有料自転車駐輪場	＜駐輪場＞　岐阜駅西、岐阜駅東、名鉄岐阜駅南1、名鉄岐阜駅東、名鉄岐阜駅南 2、清住町、西岐阜駅北 1、西岐阜駅北2、西岐阜駅南1、西岐阜駅南2		＜割引率＞ 定期利用料金の半額
	岐阜公園大宮駐車場	駐車場入口で身体障害者手帳等を係員に提示して、 障害者等専用駐車スペース１２か所に駐車できます。		＜割引率＞ 無料
	みんなの森ぎふメディアコスモス付属駐車場	１階総合案内で身体障害者手帳等を提示して、専用認証機にて割引認証を受けてください。		＜割引率＞ 利用料金の半額 （施設・庁舎利用者は入庫後２時間まで無料）
	岐阜市役所立体駐車場	１階総合案内、守衛室、２階総合案内、３階東出入口にて減免認証機をご利用ください。料金減額の際は、係員にお申し出ください。		
2 旅客運賃の割引 ※ 私鉄電車についてもJRに準じて割引が適用されます。		(1) 第１種障害者（介護付）※介護者が伴わないときは第２種障害者（単独）扱いになります。	普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券が５割引	
		(2) 第２種障害者（単独）	普通乗車券（ＪＲ・連絡社線及び航路の 101km 以上）が５割引	
		(3) 12歳未満の障害児の介護者	定期乗車券（12歳未満の障害児の定期乗車券について割引はありません。）５割引	
3 路線バス運賃の割引		身体障害者手帳所持者が岐阜県バス協会加盟の路線バスを利用する場合、運賃が割引されます。 ※　市内のコミュニティバスも対象になります。		＜割引率＞ ５割（定期乗車券は３割）
4 航空運賃の割引		日本航空、全日本空輸等の各航空路線の国内線全区間	① 身体障害者手帳所持者および介護者１名 ② 小児運賃割引等他の割引との重複利用はできません	＜割引率＞ 割引率は各航空会社により異なります。
5 有料道路の割引		① 本人運転（運転免許所持者） 身体障害者手帳所持者 ② 介護者運転 第1種の身体障害者手帳所持者	＜割引率＞ ５割（ただし、他の割引との重複適用はされません、また営業用自動車は除きます。） ※障害者割引を受けるためには、市福祉事務所等で事前の登録が必要です。	（申請窓口） ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613 ・柳津分室、南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所

種別	要領等	適用範囲等	備考
6 ＮＨＫ放送受信料の減免	日本放送協会の定める受信料免除基準により次のような減免証明を行います。 ※市の発行した証明書をＮＨＫに提出してください。	＜全額免除＞ ① 身体障害者がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯 ＜半額免除＞ ① 契約者が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を所持する世帯主であること ② 契約者が重度の身体障害者（障害程度が1級または2級）で世帯主であること	＜問い合わせ＞ NHK岐阜放送局　電話 264-4611 （証明書申請窓口） ・市障がい福祉課給付係 電話 214-2135　FAX 265-7613 ・柳津分室 ・南部東・西部・東部・北部・日光・南部西事務所
7 ＮＴＴ無料番号案内	(1) 身体障害者手帳所持者	視覚障害（1～6級）、肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害）（1級、2級）、聴覚障害（2級、3級、4級、6級）、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（3級、4級）	＜問い合わせ＞ ＮＴＴ 電話 0120-104174
	(2) 戦傷病者手帳所持者	視力の障害（特別項症～第6項症）、上肢の障害（特別項症～第2項症）、聴覚障害（第2項症、第4項症）、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（第1項症、第2項症、第4項症）	
8 税金の控除及び減免等 ※詳細についてはお尋ねください。	(1) 住民税 障害者控除、障害者控除（特別障害者）、障害者控除（同居特別障害者）		市市民税課 電話　214-2063
	(2) 所得税 障害者控除、障害者控除（特別障害者）、障害者控除（同居特別障害者）、非課税貯蓄制度（障害者等の預貯金の利子等）		・岐阜北税務署 電話　262-6131 ・岐阜南税務署 電話　271-7111
	(3) 贈与税 特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、財産が信託されたときの信託受益権のうち6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあっては3,000万円）までの金額は、非課税		
	(4) 相続税 相続又は遺贈によって財産を取得した日本国内に住所を有する者が法定相続人に該当し、かつ障害者である場合、85歳に達するまでの１年につき10万円（特別障害者は20万）を控除		
	(5) 個人事業税 重度の視覚障害者が行うあん摩等は非課税、前年の所得金額が300万円以下の障害者は、年５千円以下が減免（申請が必要）		岐阜県税事務所 電話　214-6873
	(6) 住宅バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置 新築された日から10年以上経過した住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合には、その住宅にかかる固定資産税が減額される場合があります。		市資産税課家屋係 電話　214-2059
	(7) 自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免 身体障害者手帳、戦傷病者手帳所持者の申請により、減免を受けられる場合があります。		岐阜県自動車税事務所 電話 279-3781
	(8) 軽自動車税（種別割）の減免 身体障害者手帳、戦傷病者手帳所持者の申請により、減免を受けられる場合があります。		市税制課諸税係 電話 265-3908　FAX 266-8093

X 割引及び減免

種別	要　領　等	
9 携帯電話料金等の割引	割引の内容や条件等は、携帯会社やご契約のプランによって異なります。 詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。	
10 タクシー運賃の割引	身体障害者がタクシーを利用する場合、乗車の際、手帳を提示すると運賃が割引されます。	＜割引率＞ １割
11 ニュー福祉定期貯金	各種の障害・遺族年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等の受給者（詳しくはお近くの郵便局にお尋ねください）	（申請窓口） ゆうちょ銀行窓口・郵便局
12 青い鳥郵便はがきの配布	重度の身体障害者（１級又は２級の方）の方で、希望される方に、青い鳥郵便はがきを一人につき２０枚まで無償で配布します。 ＜受付期間＞　毎年４月１日～５月末日（予定）	＜申込方法＞ 郵便局に備え付けの申込書に記入し、最寄りの郵便局に手帳を提示して申し出てください。郵送も可。
13 文化施設等への入場料減免	岐阜市歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館、岐阜市科学館、長良川うかいミュージアム、岐阜県美術館、岐阜城、ドリームシアター岐阜、岐阜県福祉友愛プール・福祉友愛アリーナ、ぎふ木遊館	＜割引率＞ 手帳所持者及び介護者(原則介護者は１名まで)全額免除
	金華山ロープウエイ、ぎふ金華山リス村	＜割引率＞　手帳所持者及び介護者　５割減額
	プラザ掛洞	＜割引率＞　手帳所持者及び介護者　当日券５割減額
	体育館 市民総合体育館、北部体育館、東部体育館、岐阜ファミリーパーク体育館、西部体育館、北西部体育館、南部スポーツセンター、もえぎの里体育館	＜個人使用料＞ 手帳所持者：全額免除 ＜貸切使用料＞ 利用団体の手帳持参者が過半数の場合：全額免除
	リフレ芥見歩行浴プール棟	手帳所持者及び介護者１名　当日券５割減額
	三田洞神仏温泉（３階の浴室）	岐阜市内の障害のある方１００円（介助者１名、小学校就学前の者、障害のある小・中学生の方は無料）

14 ミライドＩＤ ※障害者手帳の情報などをスマートフォンで管理することができるアプリケーションソフトです。	スマートフォンで障害者手帳の画面を公共施設等で提示することで、障害者割引を受けることができます。	＜利用可能な市有施設＞ 「1　市営駐車場等利用料金の軽減」に記載の駐車場、「13　文化施設等への入場料減免」に記載の施設、スポーツ交流センター、岐阜ファミリーパーク(有料遊戯施設・野球場・テニスコート・サッカー兼ラグビー場)、野球場(八ツ草公園、福光中央公園)、テニスコート(早田西公園、木ノ下公園、野一色公園、加納公園、境川緑道公園)、グラウンド(加納公園、北西部運動公園)、文化産業交流センター(じゅうろくプラザ)、鵜飼観覧船事務所、中央青少年会館、北青少年会館、東青少年会館、青山青少年会館、青少年ルーム、サンライフ岐阜、岐阜市生涯学習・女性センター (市有施設の他に、岐阜市コミュニテイバス、岐阜バス、JR各社、ぎふ清流文化プラザ、長良川球技場、長良川スポーツプラザ、OKBぎふ清流アリーナ、ハートフルスクエアーG、岐阜メモリアルセンター等も利用できます。)

一般財団法人 岐阜市身体障害者福祉協会
〒500-8309　岐阜市都通２丁目２番地　岐阜市民福祉活動センター１階
ＴＥＬ＆ＦＡＸ：０５８-２５２-６６９１（ＦＡＸは、自動受信です。）

令和６年６月発行